

政 委 第 37 号

平成 25 年 12 月 16 日

法 務 大 臣

谷 垣 禎 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

日本司法支援センターの主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、同センターの新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、同センター及び日本司法支援センター評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

日本司法支援センター（以下「本法人」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）が準用されていることから、本法人の主要な事務及び事業については、真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 独立行政法人通則法の枠組に沿った目標等の明確化

独立行政法人においては、政策目的を実現するための具体的かつ定量的な目標設定が不可欠である。

独立行政法人通則法が準用されている本法人についても同様に、次期中期目標において、本法人が実施する事務及び事業の必要性のみでなく、身近で頼りがいのある司法を実現するための目標や達成すべき水準等を可能な限り具体的かつ定量的に設定し、本法人の経営方針を明確にするものとする。

特に、次期中期目標期間において取り組むこととしている「司法ソーシャルワーク^(注1)」については、効率的かつ効果的に事業を展開するための目標を明確にした上で取り組むものとする。

また、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

(注1) 司法ソーシャルワークとは、高齢者・障害者等に対する福祉機関等と連携して行う法律支援のことである。

第2 事務及び事業の見直し

1 民事法律扶助業務

(1) 立替金の管理・回収

本法人は、民事紛争の当事者が資力に乏しい場合であっても、民事裁判等において自己の正当な権利を実現することができるよう、資力の乏しい者を対象に無料の

法律相談や訴訟代理費用の立替え等を行っている。

当該立替金の管理・回収については、回収見込みのある債権について集中的に回収を実施すべく、初期滞納者に対する督促を重視し、様々な取組を実施している。

しかしながら、発生年度ごとの立替金の回収状況をみると、償還開始初年度から3年間のうちに償還される金額は、免除額を除く各年度の立替金額の約7割を占めているものの、当該期間における回収率は横ばいの状況であり、これまでの回収業務に係る取組の効果が十分に現れているとは言い難い。

このため、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用し、より効率的かつ効果的な取組を実施するものとする。

また、現行中期目標期間において、指標として設定している「償還率」^(注2)については、社会情勢の変化等の外的要因により当該年度の新規立替額が減少すれば、償還率が上昇する算定方法となっており、本法人の取組状況が必ずしも反映される指標となっていない。

このため、次期中期目標においては、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかが検証可能な指標及び目標水準を設定するものとする。

あわせて、発生年度ごとの立替金の管理・回収の状況や、これまでにどれだけの立替えを行い回収できたかを示す等、本法人の評価に必要な基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにするものとする。

(注2) 償還率の算定式：当該年度における償還金額÷当該年度における新規立替額×100

(2) 立替金の不正受給者等への対応

立替金の不正受給や滞納は、契約解除や再度の援助申込み時の援助不開始決定の理由となり得るが、当該判断は各地方事務所で行っており、本部において各地方事務所での対応状況を把握していない。

このため、地方事務所ごとに不正受給者等への対応が異なることのないよう、本部において統一的な対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じ公表するものとする。

2 司法過疎対策業務

(1) 司法過疎地域事務所の設置プロセス等の明確化

本法人では、司法過疎地域事務所の設置年度に予想される弁護士一人当たりの事件数等を定めた設置基準、地域の弁護士会からの要望、地方事務所からの意見及び他の機関の支援体制を勘案し、設置の必要性を判断した上で、日本弁護士連合会と協議を行い、司法過疎地域事務所を設置している。

しかしながら、設置基準はあるものの、実際にどのような意思決定プロセスを経て、司法過疎地域事務所の設置を決定しているのかの説明が不十分である。

このため、司法過疎地域事務所の設置に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化した上で、その検討過程を明らかにするものとする。

(2) 司法過疎地域事務所における業務量の把握・分析

司法過疎地域事務所には常勤弁護士が常駐しており、当該弁護士は、民事法律扶助や国選弁護事件を受任するほか、一般の弁護士と同様に有償の法律サービス（以下「有償事件」という。）を提供している。

本法人では、有償事件以外の民事法律扶助や国選弁護事件について、司法過疎地域事務所単位で処理件数を把握していないことから、業務量に応じた司法過疎地域事務所の設置や常勤弁護士の配置が行われていないのではないかとこの疑念が生じている。

また、本法人で把握している有償事件の処理件数のみで判断すると、設置の必要性が乏しいと思われる司法過疎地域事務所が存在している。

このため、本部において、司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、設置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、これを踏まえた必要な見直しを行うものとする。

なお、遠隔地への出張を伴う事件等、常勤弁護士が担当する事件の性質により処理件数に直結しない等の事情がある場合には、司法過疎地域事務所の設置の必要性について疑念が生じることがないように、当該事情について十分な説明責任を果たすものとする。

3 情報提供業務

本法人では、コールセンター、地方事務所等にオペレーター職員や窓口対応専門職員を配置し、法的紛争解決のために必要な法制度に関する情報や弁護士会、地方公共団体の窓口等に関する情報を無料で提供している。

しかしながら、現行中期目標期間における情報提供件数は、毎年度減少し続けている。

また、これまでの情報提供実績の多くを占めている「金銭の借入れ」に関する件数も平成22年の貸金業法（昭和58年法律第32号）の改正法の完全施行により、総量規制や出資法（昭和29年法律第195号）上の上限金利の引下げが実施されたことなどから減少している。

このため、今後も情報提供件数の増加が見込めない場合には、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。

4 認知度の向上に向けた取組

本法人で毎年度実施している認知度調査の結果をみると、本法人の認知度は40%程度であり、とりわけ、本法人の業務内容について認知している者の割合は5%程度にとどまっている。

次期中期目標期間においては、本法人が提供する法的なサービスを必要とする者が本法人の存在や役割を認知できるよう地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に本法人の認知度を高めるものとする。

第3 司法ソーシャルワークの事業計画と目標の明確化

本法人は、次期中期目標期間において司法ソーシャルワークに取り組むこととし、その担い手となる常勤弁護士の増員が必要であるとしている。

しかしながら、本法人は、司法ソーシャルワークの必要性を強調するのみで、有効性や効率性の観点を踏まえた事業展開について、具体的な計画や目標を明らかにしておらず、事業実施について十分な説明責任を果たしていない。

このため、現在実施されている司法ソーシャルワークに係る検証調査^(注3)で得られた

データや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的な目標を平成 26 年度中に策定した上で、効率的かつ効果的に事業を実施するものとする。

また、司法ソーシャルワークの事業計画の進捗状況や目標の達成度については、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受けることとする。

(注3) 司法ソーシャルワークに係る検証調査とは、公益財団法人日弁連法務研究財団が拠出した研究費により、法社会学者、本法人の常勤弁護士等が協働し、常勤弁護士が受任した案件を基に実施している「法テラスのスタッフ弁護士による関係機関との連携及びこれを活用した紛争の総合的解決と予防に関する検証調査」のことである。

第4 業務実施体制の見直し

1 常勤弁護士の適正な配置

常勤弁護士は、接見の対象となる被疑者の拘留施設が遠隔地にある刑事事件等収益性が低い事件や受任者となる一般契約弁護士がいない困難性の高い事件を受任する傾向にあり、本法人の主要業務である民事法律扶助及び国選弁護を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っている。

しかしながら、常勤弁護士が全く配置されていない地域において、事件の性質により受任者となる一般契約弁護士がいない場合には、法的なサービスの提供に支障をきたす可能性がある。

このため、本法人のミッションである総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、既に常勤弁護士が配置されている他の地域も含め配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、一般契約弁護士とは異なる常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たした上で、必要性が認められる地域への配置を行うものとする。

また、常勤弁護士の配置の必要性を説明する上で、個別事件ごとに報酬金等の支払いを要する一般契約弁護士に対して、常勤弁護士が給与制であるという財政的な側面も重要な要素の一つである。

このため、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析する等、費用の面からも効率的な方法により、一般契約弁護士と比較し常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果を明らかにするものとする。

2 大規模災害等に備えた体制整備

本法人は、次期中期目標期間において、大規模災害等の緊急時に常勤弁護士が組織的かつ機動的に法的援助を実施できる体制整備を行う必要があるとしている。

しかしながら、被災自治体等への法的援助の担い手は全てが常勤弁護士である必要はないと考えられることから、地域の弁護士会等との連携体制を構築するとともに、一般契約弁護士の積極的な活用も含め必要最小限の体制となるよう厳格な検討を行うものとする。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、本法人が組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的な措置内容等をあらかじめ明確にするものとする。

3 出張所の見直し

本法人は、情報提供業務、民事法律扶助業務等を実施するため、東京都及び大阪府内に5か所、東日本大震災の被災者援助を実施するため、岩手県、宮城県及び福島県内に7か所の出張所を設置している。

東京都及び大阪府内に設置されている5か所の出張所の中には、他の出張所と比較し業務量が少ない出張所が存在することから、業務量、利用者の利便性等を踏まえ、設置の可否や職員配置について必要な見直しを行うものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

2 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

3 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

4 その他

上記1から3のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。